

(2) 地域子ども・子育て支援事業の拡充について

② 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

1. 事業概要

本事業は、「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」において、国の制度改正により、新たにメニューとして追加されたものです。

具体的な内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を実施する施設を利用する幼児の保護者に対して、市が利用料の一部を補助するものです。

2. 補助基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000 円

3. 対象施設等の基準

- ① 1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上開所していること。
- ② 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の数が、施設を利用する満3歳以上の幼児の半数以上であること。
- ③ 保育に従事する者の数は、満3歳以上4歳に満たない幼児概ね20人に1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。
- ④ 保育に従事する者の概ね3分の1以上は保育士資格等を有すること。
- ⑤ 非常災害に対する対策、健康管理・安全確保があること。

(その他の要件あり)

4. 対象予定施設

「よつかいどう野外保育さとのたね」(四街道市)

茂原市民の利用者 2名